



壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢

— 朝明郡家跡の発見を契機として —

岡田 登 (所員)

目次

壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢
— 朝明郡家跡の発見を契機として — 岡田 登

彙報……………

平成十五年度部門別研究報告・その他の事業報告、
平成十六年度部門別研究計画・その他の事業計画、
人員構成・所員構成

(8)(1)

一、はじめに

大友皇子と大海人皇子（後の天武天皇、以下天武天皇と称する）が、皇位をめぐつて争われた壬申の乱（天武天皇元年壬申（六七二））の折、天武天皇はのちの持統天皇とともに、北伊勢地方に東下向され、また藤原広嗣が九州で反乱を起こした際（天平十二年（七四〇））、聖武天皇は右大臣橘諸兄ほかを引き連れ関東（伊賀→伊勢→美濃→近江→山城）に行幸され、北伊勢地方を通過されている。聖武天皇の行幸は、国家的な危機の中、曾祖父天武天皇の東下向の跡を辿る

ことも、その目的の一つであったと考えられ、『万葉集』巻第六には、聖武天皇の御製ほか収められている。いずれも、国家を左右する重大な時期に、北伊勢地方を訪れられており、古代王権と伊勢との関わりを考える上で、注目すべきものである。

この度、国道一号线の渋滞解消のために計画された北勢バイパス工事に先立つ、四日市市教育委員会による同市大矢知町久留倍遺跡の事前発掘調査で、同遺跡が朝明郡の郡家跡であることが確認された。この確認によって、江戸時代より比定地で問題となっていた天武天皇天照大神望

の跡太川や『万葉集』に見える四泥の崎、狭残行宮などの地が、整合的に理解できることとなった。

以下、本論では、これらの点について明らかにすることとする。なお本論は、本年六月六日、皇學館大学伊勢学舎四三一教室で開催された第五十回神道史学会大会で、発表したものをまとめたものである。本来なら、神道史学会の学術誌である『神道史研究』に掲載発表するのが筋であるが、本遺跡は道路工事に伴う遺跡保存の問題が提起され、緊急性を要し、また『日本書紀』『続日本紀』『万葉集』などに見える比定地が曖昧なままで、当地域の歴史や本遺跡の性格が語られるのを恐れ、急遽発表するものである。なお、これらの論点については、『四日市市史』史料編・考古Ⅰ（昭和六十三年発行）・Ⅱ（平成五年発行）を執筆する中、また平成五年十一月の四日市市立博物

館創立時の常設展展示（古代）、および『常設展示図録』作成にあたり協力した時より考えてきたもので、今回の発掘調査の成果を受けて卑見をまとめ発表するものである。

二、久留倍遺跡について

久留倍遺跡は、四日市市北東部の朝明川下流右岸（南岸）の垂坂丘陵東端部に位置し、標高約三〇メートルを最高所とする東側に向けて緩やかに傾斜する丘陵斜面に立地する。東方には、沖積低地ならびに伊勢湾を挟んで知多半島や濃尾の山々、また朝熊山をはじめとする南伊勢の山々が遠望できる大変見晴らしの良い所である。

遺跡は、東西四〇〇メートル、南北四五〇メートル程の範囲におよび、発掘調査（約四万七〇〇〇平方メートル）によって、弥生時代中期から鎌倉時代頃までの遺構や遺物が、確認されている。近くには、弥生時代後期から古墳時代後期の堅穴住居一〇〇棟以上が確認された山奥遺跡（南方）、江戸時代に銅鐸二個が出土したという青木谷遺跡（西側）、玉砥石が採集された北之脇遺跡（南西）などを始めとする弥生時代の集落群が集中し、古墳時代では前期に属する銅鏃

二三本（現存四本）が出土したという南方の斎宮山（或は糠塚山）、単鳳環把頭（六世紀後）、双龍環把頭（七世紀初）の飾を持った二本の環頭太刀が出土した糠塚山北・西麓に所在した死人谷横穴墓群などがある。また

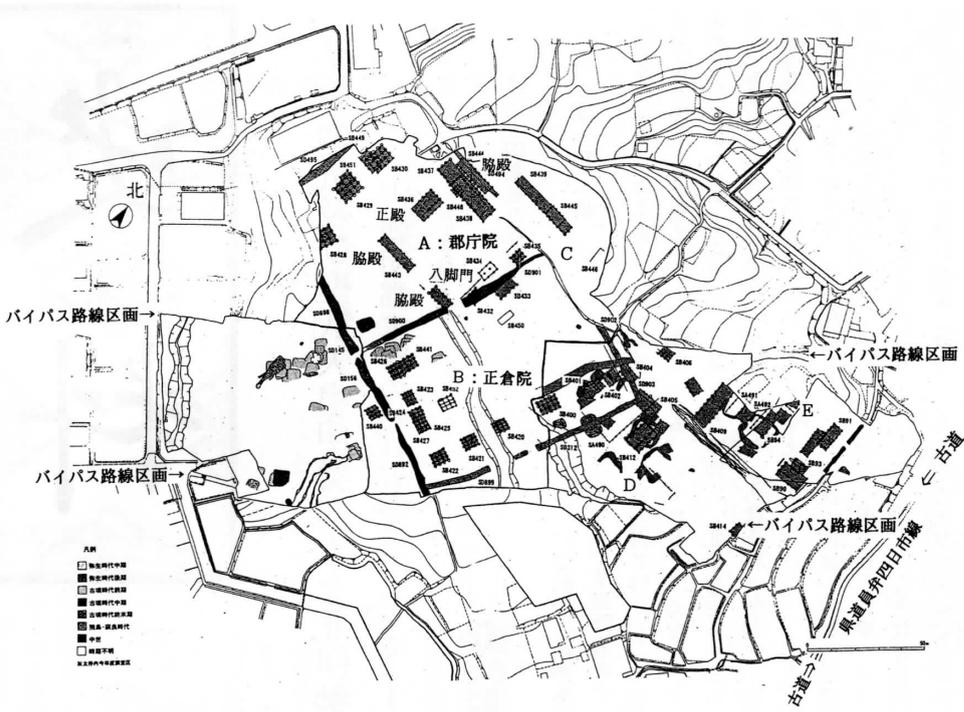


図1. 久留倍遺跡遺構配置図（概報より加筆作成）

た飛鳥から平安時代にかけての古代の遺跡は、後述する古道に沿って南側に連続して山畑、斎宮谷A・B、斑鳩A・Bなどの遺跡があり、また、東側の沖積低地部にも、下の宮遺跡などの弥生時代から鎌倉室町時代の遺跡が多くあり、旧朝明郡内でも遺跡の集中したところである。遺跡名は、大矢知町の小字「久留倍」によるが、これは「和名類聚抄」朝明郡に見える古代の郷名、「訓覇久留」の遺称で、訓覇郷は後述する三重郡と朝明郡の郡界である海蔵川から大矢知町におよぶ非常に広い範囲を郷域としていた。

久留倍遺跡で確認された朝明郡衙関連遺構（図1）は、Aの柵で接続された正殿（SB436）・脇殿（南二棟（SB443・431）・北一棟（SB444）確認）・八脚門（SB434）からなる郡庁院地区とBの溝（SD156・892・899・312・900・904）で囲まれた総柱式掘立柱建物一六棟（SB400・420・423・425・427・452）ほどの倉庫で構成された正倉院地区がある。郡庁院・正倉院が、一体で確認されたのは注目される。また、Aの背後には総柱式掘立柱建物の倉庫（SB428・430）やC地区の長大な掘立柱建物（SB437・439・445）のほか、D・E地区の長大な掘立柱建物群（SB90・91・93・94・

409）が、確認されている。郡庁院地区と正倉院・D・E地区は、棟方向をやや異にするが、八脚門の位置や溝の途切れ部（土橋）が、いずれも東側にあり東面する官衙配置であったことが伺われる。古代の官衙遺構は、宮都を始めとして、国衙・郡衙のほとんどが南面するのが普通であるが、本遺跡は東面していることが、最大の特色である。この点は、後述する如く朝明郡の特性と古道の関わりが考えられる。さらに、脇殿以外にC・D・E地区で確認されている長大な掘立柱建物群は、後述する如く四百名の騎兵で前後を守られた聖武天皇巡幸の朝明行宮を考える上で注目される。

時期的には、I期（七世紀第3四半期）第4四半期）・II期①（八世紀第1四半期）・II期②（八世紀第2四半期）・III期（八世紀後半以降）の三期に分けられているが、郡庁院地区は遺構埋土の掘り下げが行なわれていないので、未確定である。また、遺構の種類や時期も今後の発掘調査の進展で、変容する場合があるとされている。遺物には、円面硯一点と転用硯が数点みられ、また墨書土器も一点と極めて少なく、遺物面から遺跡の性格を明確にすることは難しい。ただし、

整然と配置された大規模な倉庫群と郡庁院の建物配置は、公的要素を持つたものと考えてよく、朝明郡家と考

えて問題はない。また、所在地の大家（オオヤ）あるいは公（オオヤケ）の地、即ち郡家の所在を、意味したものと考えられる。

立の『神鳳鈔』に、「大矢智御厨」

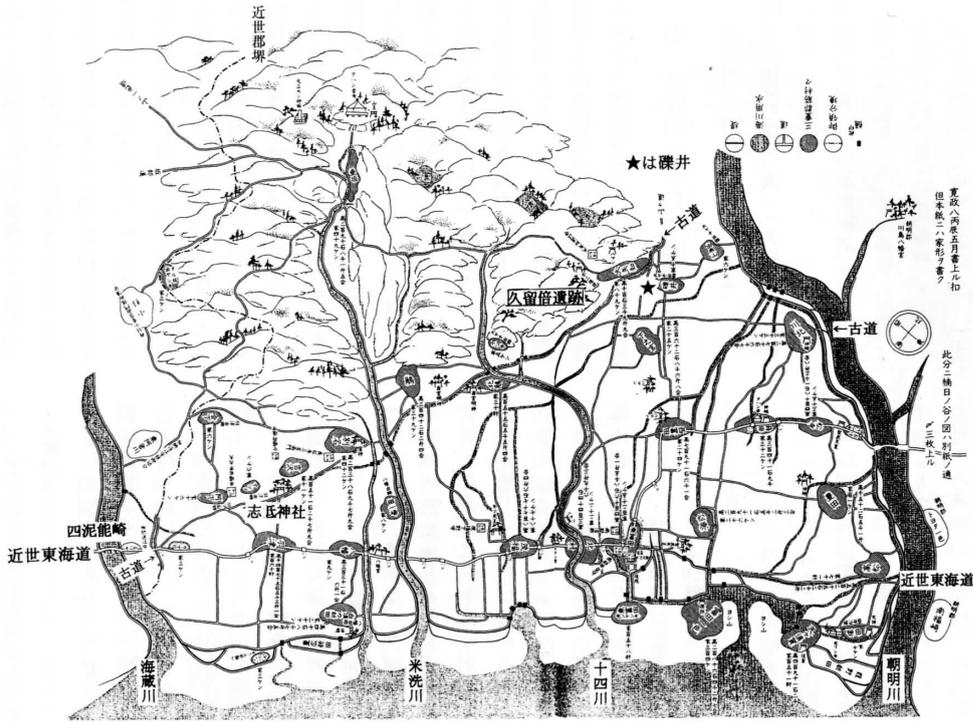


図2. 久留倍遺跡関係地図(寛政8年(1796)『朝明郡内桑名藩領絵図』(『四日市市史』)第6巻絵図編解説に加筆)

三、古道について

郡庁院ならびに正倉院が東面し、入り口が東側にあることは前述したが、この入り口につながる古道は、現在も利用されている県道員弁四日市線に当たると考えられる。この道は、阿倉川町から大矢知町に至る丘陵崖線(傾斜地変換線)を結ぶほぼ直線の道路で、寛政八年(一七九六)の『朝明郡内桑名藩領絵図』(図2)にも、明瞭に描かれている。これは、聖武天皇行幸の「四泥の崎」(『万葉集』から「朝明郡」(『続日本紀』)、「朝明行宮」(『万葉集』)に至る道と考えられる。また、天武天皇の東下向もこの道を取ったと考えられ、郡家と郡家を結ぶ郡伝路に相当する。表1に示したものは、天武天皇東下向で通過されたところを記したものであるが、名張と伊賀では、駅家を焚き、それ以後では駅家は見え伊勢国では郡家が見えないことからすると、伊勢国には駅家が置かれていなかったように思われるが、田中卓博士の尾張国

と見えるのが、現存史料中の初見で、大家(オオヤ)あるいは公(オオヤケ)の地、即ち郡家の所在を、意味したものと考えられる。

日時・天候	通過地
(24日) 日暮	菟田郡家
夜半	大野
黒雲十余丈	隠郡・隠駅家焚
	横河
	伊賀郡・伊賀駅家焚
	伊賀中山
会明 (25日)	菟萩野
	積殖山口
	大山
	伊勢鈴鹿
	鈴鹿峠
	川曲坂下
日暮	三重郡家
夜啼欲雨	
雷雨 (26日)	朝明郡迹太川
旦	(朝明) 郡家
	桑名郡家

表(1) 壬申の乱の通過地と天候

はもと東山道かと言う指摘よりすると、当時の東海道は大津宮から山城・大和(上・中・下のいずれかの道を通り、古郡飛鳥より合流する横大路をとる)を抜け、伊賀↓伊勢↓三河へと連絡し、駅路は伊賀より一志郡川口関を経て海を渡った可能性があり、伊賀郡から伊賀国北部を通り鈴鹿関へ抜ける天武天皇東下向の道は、間道であった可能性が有る。郡家と郡家を結んだ道は、大化の改新以前の国造制下の地方の中心を結んだ古道を、建郡(當時は、「評」と表記したが、大正命以後「郡」と表記、以下使い分けせず「郡」と表記する)と

ともに郡伝路として整備したもので、直線短距離で結ぶ駅路より古い形態を残しているもので、天武天皇は伊賀から北伊勢までは、この道を取ったと考えられる。ここに、伊勢国府や鈴鹿・河曲両郡家が見えないことは、国府や両郡家が天武天皇東下向に利用された道から外れていたこととなる。朝明郡家には伝馬が置かれ、国造制下の貯穀に由来する郡稲が倉に貯蓄され、伝使給食以下の雑用支出に充てられていた。なお古道は、久留倍遺跡の東側で、多度方面(道なりで直進)と桑名方面(川北→縄尾→桑名)へと、分岐していることが、前述した寛政八年の絵図や現在も残る道から想定される。

四、迹太川の所在地について

迹太川の所在地については、
 (A)員弁川(町屋川)説：『大日本地名辞書』(吉田東伍)

(B)朝明川説：『日本書紀通証』(谷川士清)・『書紀集解』(河村秀根・益根)・『勢陽五鈴遺響』(安岡親毅)・『日本書紀』(坂本太郎ほか)・『壬申の乱』(直木孝次郎博士)・『角川日本地名大辞典』(迹太川)「ほか」

(C)米洗川説：『三國地誌』(藤堂元甫)

(D)三滝川説：『角川日本地名大辞典』

(三重庄)・『国史大辞典(三重庄)』(倉田康夫)

などの四説があり、現在では(B)の朝明川説が通説となっている。なおこのほか糠塚山説(『伊勢名勝誌』・大矢知町斎宮谷説(昭和十六年、天武天皇、指定跡)などがある。通説の朝明川説には、明確な根拠があるわけではなく、朝明郡内で最も大きな川で、郡名と同じ名称であることがその理由となっているようであるが、久留倍遺跡が朝明郡の郡家跡となると、『書紀』に迹太川の次に朝明郡家が見えることと矛盾し、通説は認めることができなくなる。久留倍遺跡(朝明郡家より手前、南側にあたる(C)説や糠塚山説・斎宮谷説などが、その候補となるが、(D)説以外は有力な根拠もなく、ここでは(D)説について述べることにする。

(D)の三滝川説は、大治五年(一一三〇)三月十三日の「東大寺諸国庄々文并絵図等目録事中」(『大日本古文書』東大寺文書)に「三重庄 絵図一 天

平勝宝九歳四至 東布沼雪上崎 南遠河 西甘南淵山 北河多良河」と見える南限の「遠河」に比定する説である。絵図そのものは残っていないが、この四至に見える北限の

「河多良河」が後述する史料との関係から「阿久良河」の誤りと考えら

れ、「阿久良河」は、現在「カイヅウ川」と音読みされる海蔵川(図3)が、「あくら川」と訓読みでき、その南を流れる三滝川を「遠河」に当てる説である。なお三重庄は、三重郡の郡名に由来する庄名で、「西甘南淵山」とあることから、海蔵川と三滝川に挟まれ西側に丘陵(山)のある生桑町付近に比定される。また、三重郡には内外両宮領の「遠保御厨」が、延元四年(一一三九)の『諸国御厨御園帳』、延文五年(一一七六)頃成立の「神鳳鈔」に見え、『洞院撰政記』天福元年(一一三三)七月三十日条には「遠保御厨」の領家職を争ったことが見え、「兼仲卿記」

弘安九年(一一八六)秋裏文書には「いせのとはのみくりや」と見えている。さらに「享徳元年(一四五五)近代神領納所記」の三重郡にも「遠保芝田」と見え、「芝田」の地名は「和名類聚抄」三重郡に見える「柴田郷」の故地に当たり、現在四日市市芝田町にその名を留めている。芝田町(図3)は、三滝川の右岸(南側)に当たり、「遠河」(迹太川)を三滝川に当てて良い証左となる。

しかし、ここで問題となるのは、『日本書紀』には「朝明郡迹太川」とあって、三重郡内に比定される「遠河」とは、大きく矛盾することである。『勢

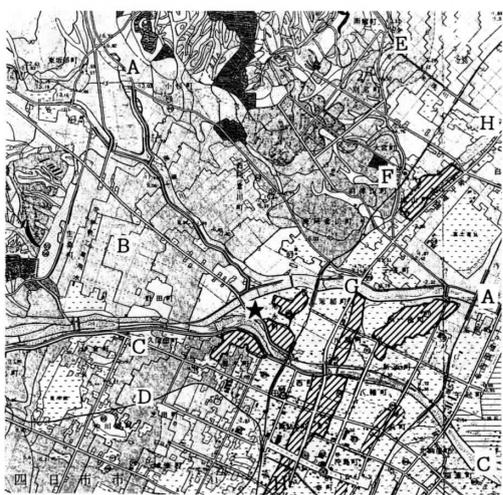


図3. A海蔵川 B三重庄 C三滝川 D芝田町
 E古道(県道員弁四日市線) F志氏神社 G四泥の崎
 H近世東海道
 ※斜線部は自然堤防(浜堤)、土地条件図「四日市」に加筆

陽五鈴遺響」の著者、安岡親毅は「神鳳鈔」に見える「遠保御厨」との関わりを指摘しながら、三重郡に所在することを「未其真ヲ不レ得」として、結局朝明川説を唱えて



図4. 四日市市北部の条里復元
 (『四日市市史』第16巻通史編)

いる。この立場は、三重庄の比定地を、郡名に由来する庄名に関わらず朝明川説に引かれ、三重郡と朝明郡の両郡で考える「角川日本地名大辞典」や「四日市市史」第十六巻通史編(西垣晴次氏)にも見られるものである。

この点については、正倉院文書の天平二十年(七四八)四月二十五日の写経所解に「秦家主 年廿二 伊勢国朝明郡葦田郷戸主船木臣東君戸口」とあって、三重郡の郷名である「葦田^{美安之}」(「和名抄」)を、朝明郡としていることから、三重郡迹太川を朝明郡迹太川と「書紀」編者が誤ったことや郡堺の移動も考えられる。ただし、「釈日本紀」所引の「伊勢国朝

明郡」にも「朝明郡迹太川上」と見えており、単なる誤りとは考えられない。そこで、三滝川の流路(図3)を見てみると三滝川は、野田町の東方(★印)で海蔵川に合流していたことが伺われ、合流点以東の海蔵川を「遠河」と呼んでいた可能性が高い。これは、前述した古道と交わる部分にもあたり、また近世東海道(海蔵川以南は古代にも利用か)として利用されている自然堤防(浜堤)とも一致し、この付近の川辺で天武天皇は天照大神を望拝されたと考えられよう。また、この地域の条里地割の復元(図4)からすると、海蔵川を境に地割方向が異なり、三重郡と朝明郡の郡堺は近世のそれより、さらに南の海蔵川を郡堺にしていたと考えられ、望拝の川辺は海蔵川(迹太川)の左岸(北側)、朝明郡側であった可能性が高い。これは、阿倉川町から羽津町にかけて志氏我野あるいは志根我野と言われていた洪積台地先端付近(この台地上の羽津町には、

延喜式内社の「志氏神社」が鎮座し、境内には碧玉製車輪石や硬玉製勾玉の出土した四世紀後半頃の前方後円墳(後約三〇メートルの後円部)にあたり、田積(後約三〇メートルの後円部)にあり、志氏神社古墳が所在する)にあり、

「万葉集」の「四泥の崎」を考える上で注目される。また、前述した三重庄の東の四至である「布沼雪上埼」は難訓で、南の「遠河」以外の北西の四至に誤字があるとすると、この東も字形の類似から「市泥」或は「市泥野」の誤りであったことも考えられ、三滝川と海蔵川との合流点付近の自然堤防(図3)を「市泥野上埼」、近世東海道の走る自然堤防を、「下埼」と呼んでいた可能性があろう。とすれば、右岸での望拝も考えられる。

五、望拝と朝明郡衙東面の意味について

天武天皇が、迹太川辺で天照大神(日の神・太陽)を望拝され、即位後、このときの望拝により勝利したこと(このときの望拝により勝利したこと)に感謝され、伊勢神宮の諸制度(神宮職員の整備・式年遷宮の開始・齋王制度の確立)を整備されたと言われている。しかし、何故この地で望拝されたかについて詳しく論じたものはない。そのことを、考える上で重要な点は、天武天皇は天候(天の動き)を観て、自ら占いをされるのが先ず第一に挙げられよう。

『書紀』によると、天皇は名張の横河で

有二黒雲一広十余丈経レ天。時天皇異レ之。則拳レ燭親秉レ式占曰。天下兩分之祥也。然朕遂得三天下一欽

と、黒雲を観て占いをされ、戦いに勝利することを予言されている。そして、その後の天候をみると

到二川曲坂下一而日暮也。以二皇后疲一之暫留レ輿而息。然夜暄欲レ雨。不レ得二淹息一而進行。

於レ是。寒之雷雨已甚。從レ駕者衣裳湿以不堪レ寒。乃到二三重郡家一。焚二屋一間一而令レ温二寒者一。

とあり、迹太川に着く直前まで、夜中雷雨にみまわれ、非常に寒い様子が描かれている。そして、丙戌二十六日の旦(日の出)に望拝されていることは、日の出による光と温かみに対する感謝の念が、天候によって占いをする天皇の強い思いと重なって現れたものであろう。また、ここには朝明郡の郡堺で、「旦」を迎えたことも大きく関わっている。

これは、朝明郡衙東面の問題とも大きく関わっている。朝明郡の郡司立の『後拾遺往生伝』に「伊勢国朝

明郡領船木良見」と見え、船木氏が任じられていたことが分かる。また、前述した東大寺文書にも船木氏は見え、さらに式内社耳利神社・耳常神社の宮司も、江戸時代は船木氏が任じていたとされている。船木氏が、

何時から郡司に任じられていたかは不明であるが、『古事記』中巻・神

武天皇段に弟の「神八井耳命者（中略）伊勢船木直。尾張丹羽臣。島田臣等之祖也」とあり、神八井耳命の子孫で、現犬山市付近に盤居した丹羽氏や海部郡美和町付近に盤居した島田氏とともに、この地域を押さええる有力な氏族であったと考えられる。また、船木氏は「住吉大社神代記」の「船木等本記」に、

右昔奉_レ出_二日神_一字麻呂鼠緒・弓手等遠祖大田田命兒神田田命奉_レ出_二日_一神。即所_レ領_二此_一此山一也。（中略）即（大）田田命子神田田命子神背都比古命。此神者天壳移乃命兒富止比女乃命娶生兒。先者伊瀬川比古乃命。此神者伊瀬玉移比古女乃命娶坐。此伊西国船木在。

とあり、同書胆駒神南備山本記」にも大八島国天下奉_レ出_二日神_一者。船木遠祖大田田神也。

と見えている。ここで言う船木氏と

神八井耳命を祖とする船木氏とは、系譜的には異なるが、朝明郡に船木氏がいたことからすると、『神代記』の「伊西国船木」は、当郡内にあったとも考えられる。また「船木等本記」に

檀日宮氣帯長足姫皇后御世。（中略）於是時一船司・津司。初任賜支。又処船木姓賜支。

とあることから、檀日宮氣帯長足姫皇后（神功皇后）の時に、神八井耳命の子孫に、船木の姓を賜い、船司・津司に任じたとも考えられる。いずれにしても、船木氏は「日の神を出だし奉る」（太陽を東の海から船に乗せて大八島国へ迎えた）という祖先功業伝承を持ち、当郡の郡名も東（朝）から太陽（日の出）を迎える（明）という功業伝承に由来したものである。また、朝明郡衙が東面するの、その伝承に由来して、日の出（東）

の方向を、意識したものであろう。そして、迹太川が三重郡と朝明郡の郡界であったことからすると、『令集解』儀制令春時祭田条古記に

毎_レ村私置_二社官_一。名称_二社首_一。村内之人。縁_二公私事_一。往_レ来

とある、領域の堺毎に神幣を輸して、域内に入るといふ儀礼のあることを、天武天皇は意識され、また朝明郡の

入り口で、旦（日の出）を迎えたことへの強い思いから、天照大神（日の神）に戦勝祈願の望拝をされたのであろう。

天武天皇は、日の神を迎えたときれる船木氏の支配する朝明郡の入り口にあたる迹太川で、日の出を迎えたことを、天の働きと読まれ、何よりも天照大神に戦勝祈願をするにふさわしい地であると理解されたのであろう。

六、丹比真人屋主の歌について

『万葉集』には、聖武天皇巡幸の時に、丹比真人屋主の詠んだ歌後にし人を偲はく四泥の崎木綿取り垂でてさきくとぞ思ふ

（岩波古典文『萬葉集』巻二）
（学大系本）

が見えている。この歌には、左注右を案ふるに、この歌はこの行の作にあらぬか。然いふ所以は、大夫に勅して、河口の行宮より京に還らしめ、從駕せしめしことなし。何ぞ思泥の崎を詠めて歌を作ることあらむ。

があり、屋主は勅により河口から都へ還っている、この時の歌でないとしている。また、『万葉集』の研究者の中には、屋主の歌ではなく、

赤坂頓宮で叙位（『続日本紀』天平十二年（十一月甲辰二十一年））された弟の家主の歌ではないかとする説がある。勅によって還ったとある左注は、屋主のことを知る人ではないと記せないものであり、また『万葉集』の歌も、行幸の時に詠まれた一連の歌をまとめて採用したものであり、左注で指摘されたことを知った上での採用と考えられ、屋主は四泥の崎に来ずに、河口ないし都で詠んだ歌と考えるべきであらう。そこで、この歌を考える上で注目されるのは、天武天皇が迹太川で、天照大神を望拝した時のことを、『書紀』は

是時。益人到之奏曰。所置_レ関者非_二山部王_一。石川王。是大津皇子也。便随_二益人_一参来矣。（中略）天皇大喜。

と記していることである。遅れて安否を案じていた大津皇子が、望拝した丁度その時やって来て、大変喜ばれたとある。四泥の崎は、恐らく天武天皇が迹太川で望拝した時、木綿四手を奉げられたことに因む地名で、屋主はそのことを『書紀』を読んで、あるいは『書紀』を読んだ人より聞いており、行幸に随行して通るはずであった四泥の崎の故事を想って詠

んだものと考えられる。後れにし人（大津皇子）を偲び、天照大神を望拝

して「さきくとぞ思」はれた故事にかけて、行くことの出来なかつた四泥の崎を詠んだのではなからうか。まさに、聖武天皇の壬申の乱の跡を辿る行幸にふさわしい歌であると考えられる。

七、三重庄の成立について

「遠河」の四至がみられる三重庄(五十町)は、東大寺の初期庄園で、奈良時代における伊勢国唯一の東大寺領である。前述した「東大寺諸国庄々文并絵図目録等」に見える最も古い三重庄関係文書は、天平勝宝八年(七五六)四月九日の国司勘文で、伊勢国司が諸事を調べて考え上申した文書が、三重庄の始まりを示している。

東大寺の三重庄がこの地にあるのは、天武天皇の天照大神(日の神・太陽)望拝とこの地を訪れられた聖武天皇の巡幸が、大きく関係している。『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)十二月丁亥(二十七日)条によれば、聖武天皇は巡幸の九ヶ月前の二月に、河内国大泉郡知識寺を訪れられ、盧舎那仏の造立を思い立たれている。また、『東大寺要録』所引の「大神宮禰宜延平日記」や「大神宮諸雑事記」天平十四年十一月十一

日条には、「日輪者大日如来也。本地者盧舎那仏也」とあり、東大寺大仏(盧舎那仏)は仏教教理で日輪(太陽)とされている。東大寺大仏(太陽)と皇祖神である天照大神(太陽)の関係から、望拝した故事と結びつき、伊勢国司によってこの有縁の地が東大寺へ施入されたものと考えられる。また、施入した天平勝宝八年は、伊勢国から出された水銀によつて大仏の鍍金が終了する前年に当たり、東大寺にとつても伊勢国にとつても、意味を持った年である。

八、狹残行宮と大伴家持の歌について

『万葉集』には、この巡幸に随行した大伴家持が、狹残行宮で詠んだ歌「天皇の行幸のまにま吾妹子が手枕纏かず月そ経にける(一〇三三)」がある。

従来の研究では、狹残行宮の所在地は未詳とされているが、朝明行宮すなわち朝明郡衙(久留倍遺跡)で詠んだ歌と考えてよいことを、次に述べることにする。

『続紀』巡幸路と『万葉集』の歌との関係を示すと表2の如くなる。

『続紀』の頓宮名を記したものと郡名のみものとの相違は、造伊勢行宮司(十一月壬申(十九日)任)によつて、新たに造られたものは、その所在地名を取り頓宮とし、郡名のみのは、郡衙などの既存の施設を利用したものと考えられる。そして、狹残行宮の歌は、四泥の崎と美濃国との間で詠まれたもので、その間の行宮は、朝明郡(朝明行宮)と桑名郡石占頓宮しかなく、桑名郡はその所在地名を記していることから、狹残行宮は朝明郡のそれを指したものと考えられる。

また、前述した寛政八年(一七九六)の『朝明郡内桑名藩領絵図』

表(2) 『続紀』巡幸路と『万葉集』の歌

『続紀』宿泊地・(通過地)	宿泊数	歌(地名)	作者
河口頓宮	10日	一〇二九(河口)	大伴家持
一志郡	2日		
鈴鹿郡赤坂頓宮	9日	一〇三〇(三重郡吾乃松原)	天皇
(三重郡)		一〇三一(四泥の崎)	丹比屋主
(朝明郡)			
朝明郡	2日	朝明行宮	大伴家持
桑名郡石占頓宮	1日	一〇三二・三三(狹残行宮)	大伴家持
美濃国当伎郡	4日	一〇三四(瀧の瀬)	大伴東人
		一〇三五(田跡河の瀧)	大伴家持

※『万葉集』は、左注を参考に表記。

(図2)には、久留倍遺跡の北東に「大ヤチ出郷 礫井」があり、延元四年(一三三九)の「諸国御厨御園帳」には「佐々良井神田」があり、また大矢知の字名に「礫井」(サザライ)があり、現在下さざらい町として名を留めている。この「サザライ」は、狹残(サザ)の地名に関わるものと考えられる。恐らく、大矢知の古名は「狹残」で、出郷の「礫井」は大矢知(狹残)村が朝明川に設けた井堰に由来した地名と考えられる。また、狹残行宮で詠まれた一〇三三番の御食つ国志摩の歌も、従来は、何故この地で詠まれたかよく分かっていなかったが、狹残行宮が朝明郡衙で、久留倍遺跡であると考えると、明確に理解できる。志摩国は水田可

耕地が少なく、「統紀」神龜二年（七二五）七月壬寅（二十一日）条には「以二伊勢尾張二国田一。始班」給志摩国口分田」とあり、また天平二年（七三〇）の「尾張国大税帳」（正倉院文書）の山田郡（現在の名古屋市守山・手町などの地域）にも、「志摩国伯姓口分田輸租穀式拾參斛壹斗」とあり、恐らく朝明郡でも志摩国口分田が班給されていたことが想定される³⁴。志摩

国口分田が朝明郡、特に朝明川の流域にあったとすると、志摩国百姓は朝明川を利用して輸租穀を朝明郡の正倉（久留倍遺跡）に納め、収穫した稲穀を船で志摩国へ運んだことが考えられる。また、巡幸中の十一月四日には、河口頓宮で伊勢国の租を免じたことから、一旦納入していた租穀を受け取り、船で志摩国へ運んだことが考えられる。また、「延喜式」内膳司諸国貢進御贄条の旬料には、「志摩国御厨鮮鰻螺。起二九月一。三明年三月。月別上下旬各二擔。味漬。腸漬。蒸鰻。玉貫御取夏鰻等月別惣五擔。雑魚十三擔。並以徭丁運進」とあり、巡幸中には朝明行宮へ旬料の御贄を船で運んだことも考えられる。当時、朝明川は川北町の南側を流れ、海は大きく湾入し朝明川の河口から沖へ漕ぎ行く志摩の船を、高

台にある久留倍遺跡（狭残行宮）から、大伴家持は眺めて詠んだのであろう。なお、前述した「住吉大社神代記」に、船木氏は船司・津司に任じたとあることから、朝明川河口には津があり、「書紀」に朝明郡家で東山軍とともに「東海軍」を發したとあることは、大変興味が持たれる。

九、おわりに

以上、朝明郡家跡の発見を契機にして、江戸時代以来諸説紛々としていた壬申の乱および聖武天皇伊勢巡幸に関わる当地域の地名を整理検討し、それぞれの比定地を明らかにしてきた。特に、壬申の乱における迹太川で行なわれた天照大神望拝の意味や壬申の乱の跡を辿る聖武天皇巡幸に随行し、途中で還った丹比屋主の歌や東大寺へ施入された三重庄の意味、そして江戸時代以来所在地未詳とされてきた狭残行宮が、久留倍遺跡（朝明郡家）に比定できる点を明らかにした。

今後、当遺跡の保存問題にとつて、本論が少しでも役に立ち、国史跡として保存され、後世に悔いを残すことのない判断が、なされることを希望して、本論を終えたい。

（補註については、次号に掲載予定）